

## 第3次

# 一般廃棄物処理基本計画

環境にやさしいまちづくり

～持続可能な循環型社会をめざして～

平成25年3月

吉 川 市

## 目 次

<b>第 1 章 総論</b> .....	<b>1</b>
1. 計画の趣旨 .....	1
2. 計画の位置付け .....	1
3. 計画の期間 .....	1
4. 廃棄物を取り巻く国や県の動向 .....	2
<b>第 2 章 ごみ処理の現状と課題</b> .....	<b>3</b>
1. ごみの現状 .....	3
2. 前計画の評価 .....	10
3. 課題の整理 .....	15
<b>第 3 章 ごみ処理基本計画</b> .....	<b>16</b>
1. 基本方針 .....	16
2. ごみ量の推計 .....	17
3. 取組目標 .....	18
4. 基本方針を達成するための施策 .....	21
5. 施策の体系 .....	22
6. 具体的な施策 .....	24
7. 基本方針達成に向けた市民・事業者・行政の役割 .....	30
<b>第 4 章 計画の推進</b> .....	<b>31</b>
1. 計画の周知 .....	31
2. 計画の進行管理等 .....	31
3. 計画の推進 .....	32
<b>第 5 章 重点施策</b> .....	<b>34</b>
<b>資 料 編</b> .....	<b>35</b>
1. データ関係 .....	36
2. 審議会関係 .....	41
3. 策定経過 .....	43

## 第1章 総論

### 1. 計画の趣旨

本市での市民のごみ問題、環境問題への意識の高まりとともに、平成12年に循環型社会形成推進基本法が施行され、市町村には、これまでの適正なごみ処理の実施に加えて、ごみの減量化、資源化の推進が求められました。

このことから、平成16年3月に「第2次吉川市一般廃棄物処理基本計画(以下、「第2次処理基本計画」という。)」を策定し、前計画を全面的に見直した上で、循環型社会の構築に向けた取り組みを実施してきました。

この第2次処理基本計画が、策定から8年を経過し、平成24年度で目標年度に達することから、計画に基づく実施内容の評価を行うとともに、今後のごみ処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確に示し、廃棄物処理をめぐる今後の社会経済情勢、一般廃棄物の発生見込み、地域の開発計画、住民の要望等を踏まえた上で、ごみ処理体制の整備等の将来的な目標を定める必要があります。

また、廃棄物の適正処理を推進するとともに、限りある天然資源の循環利用や地球環境の保全に寄与しうる「持続可能な循環型社会」の構築をめざし、あらたに「第3次吉川市一般廃棄物処理基本計画」(以下、「第3次処理基本計画」という。)を策定するものです。

### 2. 計画の位置付け

基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によって市町村に策定が義務付けられ、吉川市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例において市長が定めることとしている一般廃棄物処理計画のうち、ごみ処理に関する計画です。

第3次処理基本計画では、平成24年3月に策定された第5次吉川市総合振興計画の将来都市像である「人とまちが輝く 快適都市 よしかわ」を基本とし、「環境にやさしいまちづくり～持続可能な循環型社会をめざして～」を基本目標としました。

### 3. 計画の期間

第3次処理基本計画は、平成29年度を中間目標年度とし、平成34年度を計画目標年度とします。

ただし、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合、内容の見直しを図るものとします。

## 4. 廃棄物を取り巻く国や県の動向

### (1) 国の動向

我が国の高度成長期時代に確立された大量生産・大量消費の社会活動を続けてきた結果、物質的に豊かになった反面、多くの廃棄物を廃棄する大量廃棄型の社会となり、自然環境の破壊や地球温暖化等により地球環境は危機的な状況にあります。

また、世界経済の情勢変化や石油・天然ガス等のエネルギー資源の獲得競争に伴う資源価格の高騰、阪神淡路大震災や東日本大震災の自然災害の教訓から安全・安心・安定したエネルギー供給システムへの転換が求められています。

このことから、国では、持続可能な社会を実現するため、循環型社会・低炭素社会・自然共生社会の形成の観点から、様々な施策を連携して展開しています。

なかでも「ごみ」については、『①できる限り排出を抑制し、次に廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、②再使用、③再生利用、④熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的利用を徹底した上で、なお適正な循環的利用が行われないうものについては、⑤適正な処分を確保することを基本』としており、廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を、循環型社会形成推進基本法において定めています。

同法では、政策の基本的方向を示しており、その下に廃棄物の適正処理の視点から「改正廃棄物処理法」、リサイクルを推進する視点から「資源有効利用促進法」が整備され、個別物品の特性に応じた各種リサイクル法（「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「食品リサイクル法」、「建設リサイクル法」、「自動車リサイクル法」）、需要面の視点から「グリーン購入法」等、循環型社会形成に向けた法体系が整備されています。

### (2) 埼玉県の動向

埼玉県では、循環型社会の実現に向けて「第7次埼玉県廃棄物処理基本計画」を策定しており、ごみを出さないライフスタイルの定着、ごみを出さない地域社会の構築、ごみを出さない事業活動の定着のために、ごみ減量化等の推進、廃棄物の適正処理とリサイクルのための施設整備、廃棄物処理の技術と安全の向上、及び循環型社会を支える人づくりを進めています。

## 第2章 ごみ処理の現状と課題

### 1. ごみの現状

#### (1) ごみ処理の流れ

一般家庭から排出されるごみは、「燃やすごみ」「燃えないごみ」「有害ごみ」「資源ごみ」「粗大ごみ」に分別しています。このうち「資源ごみ」については、さらに「かん」「びん」「ペットボトル」「新聞」「雑誌」「雑がみ」「段ボール」「紙パック」「衣類」に再分別しており、全体で13分別となっています。

「燃やすごみ」「燃えないごみ」「有害ごみ」「資源ごみ」はステーション方式で収集しており、「粗大ごみ」は直接搬入又は予約による戸別収集となっています。

このほか、「古紙類」や「乾電池」については、公共施設等を利用した拠点方式による回収も行っています。

中間処理施設は、焼却施設として本市を含む近隣5市1町で構成する東埼玉資源環境組合の第一工場、破碎・選別処理施設として吉川市環境センターがあります。

「古紙類」「ペットボトル」については、民間の再資源化処理施設に直接搬入し、再資源化しています。

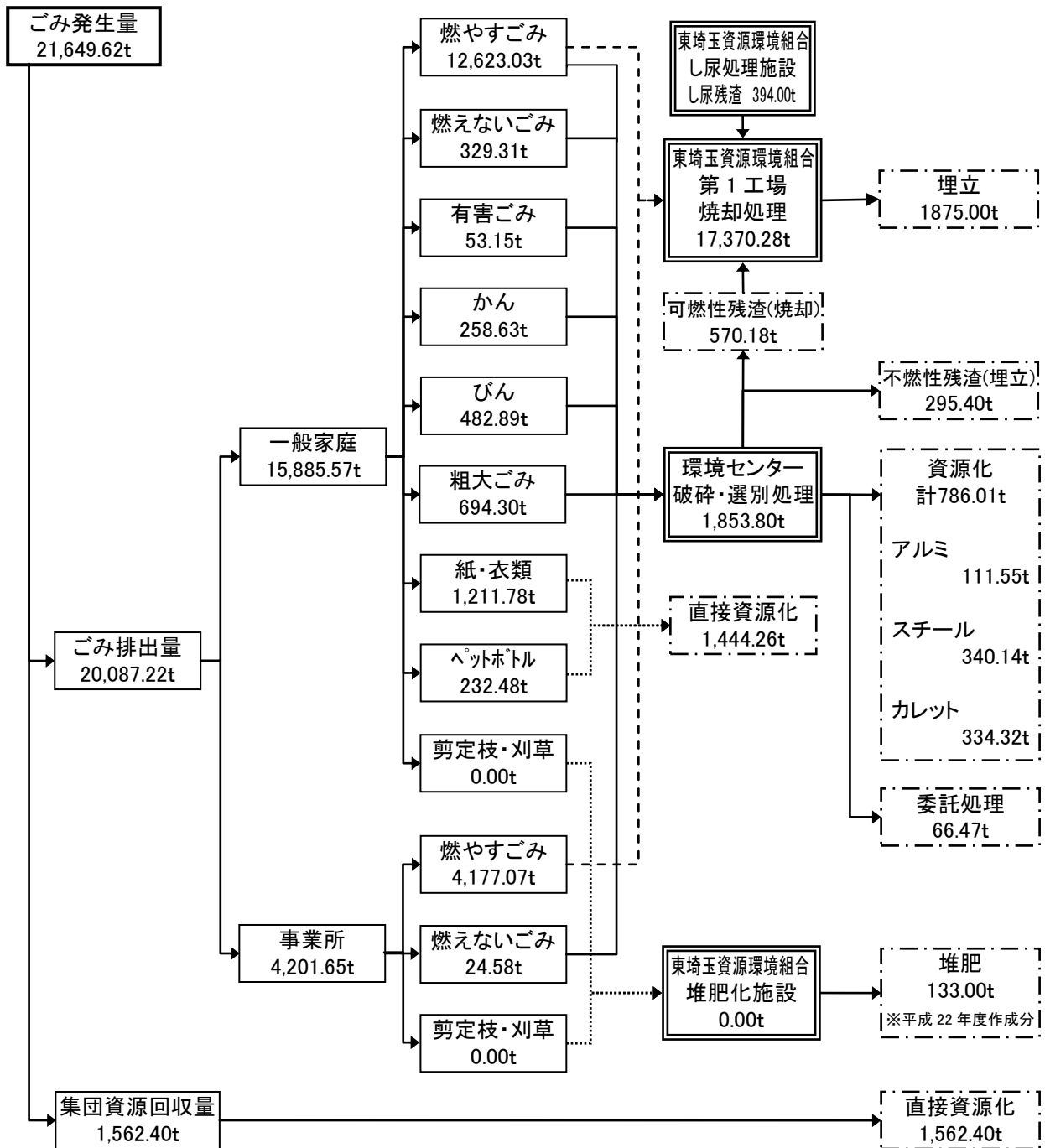
処理後の資源化できないもので、焼却残渣のうちスラグは東埼玉資源環境組合の最終処分場に、それ以外の焼却灰、ばいじん等は主に県外の民間処分場に埋め立て処理をしており、不燃残渣は、環境センター最終処分場に埋め立てています。

事業所から排出されるごみは、主に「燃やすごみ」「燃えないごみ」に分別され、事業者自ら処理するか許可業者に委託して処理しています。

表 2-1 ごみの分別・収集方法等

	分別区分	収集方法	収集回数	
家庭系	燃やすごみ	ステーション	週2回	
	燃えないごみ	ステーション	月1回	
	有害ごみ	ステーション	月1回	
	資源ごみ	かん	ステーション	週1回（祝日・毎月第3週を除く）
		びん	ステーション	週1回（祝日・毎月第3週を除く）
		紙・衣類	ステーション・拠点回収	月2回
		ペットボトル	ステーション	月2回
粗大ごみ	直接搬入又は電話予約による戸別収集			
事業系	燃やすごみ	事業者と許可業者との契約に基づき収集回数及び方法を取り決めた上で行う		
	燃えないごみ			

表 2-2 ごみの流れ (平成 23 年度実績)



※端数処理をしているため、合計があわない場合があります

## (2) ごみ処理主体

本市でのごみ処理区分ごとの処理主体は次のとおりです。

## ①収集・運搬

## 【家庭系ごみ】

分別区分ごとの処理主体及び車両台数は表 2-3 のとおりです。

表 2-3 直営・委託車両台数

	直営台数 (台)	委託台数 (台)	委託業者数 (社)	委託比率 (%)
燃 や す ご み	0	6	2	100
燃 え ない ご み	1	4	1	67
有 害 ご み	2	1	1	33
か ん	2	4	1	67
び ん	2	4	1	67
紙 ・ 衣 類	0	3	1	100
ペ ッ ト ボ ト ル				
粗 大 ご み	1	1	1	50

小数点以下四捨五入

## 【事業系ごみ】

事業所から排出されるごみは、行政では収集を行っておらず、また、処理施設において直接搬入の受入を行っていないため、自己処理されるものを除き、全量許可業者による処理となっています。

## ②中間処理

## 【吉川市環境センター】

平成6年竣工の粗大・不燃ごみ処理施設では、直営による管理となっていますが、処理作業については一部委託となっています。

## ③最終処分

## 【吉川市環境センター最終処分場】

平成6年竣工の最終処分場では、主に燃えないごみ、粗大ごみの破碎後に発生する不燃残渣について埋め立て処理しており、直営による管理となっていますが、浸出水の処理については委託により行っています。

(3) ごみ量の推移

ごみ排出量、「1人1日あたりの排出量」の推移は図2-1に示すとおりです。

市内から発生する一般廃棄物の総排出量は、平成15年度に21,779tと過去最高を記録しましたが、平成19年度までは21,000t台、その後は、20,100t台の排出量が続いています。

家庭系ごみの排出量は、平成14年から年々増加し続けて、平成18年度には16,384tと過去最高の排出量となりましたが、その後は、減少傾向となっています。

事業系ごみは、平成15年に簡易焼却炉の使用が禁止されたことなどから排出量が急増し、同年の排出量は、前年度から約1,200t増加しましたが、その後は減少傾向にあります。

また、総排出量(家庭系+事業系)の「1人1日あたりの排出量」については、平成23年度は約813gと平成22年度より約20g減少し、平成14年度と比較して約107gも少ない排出量となっています。

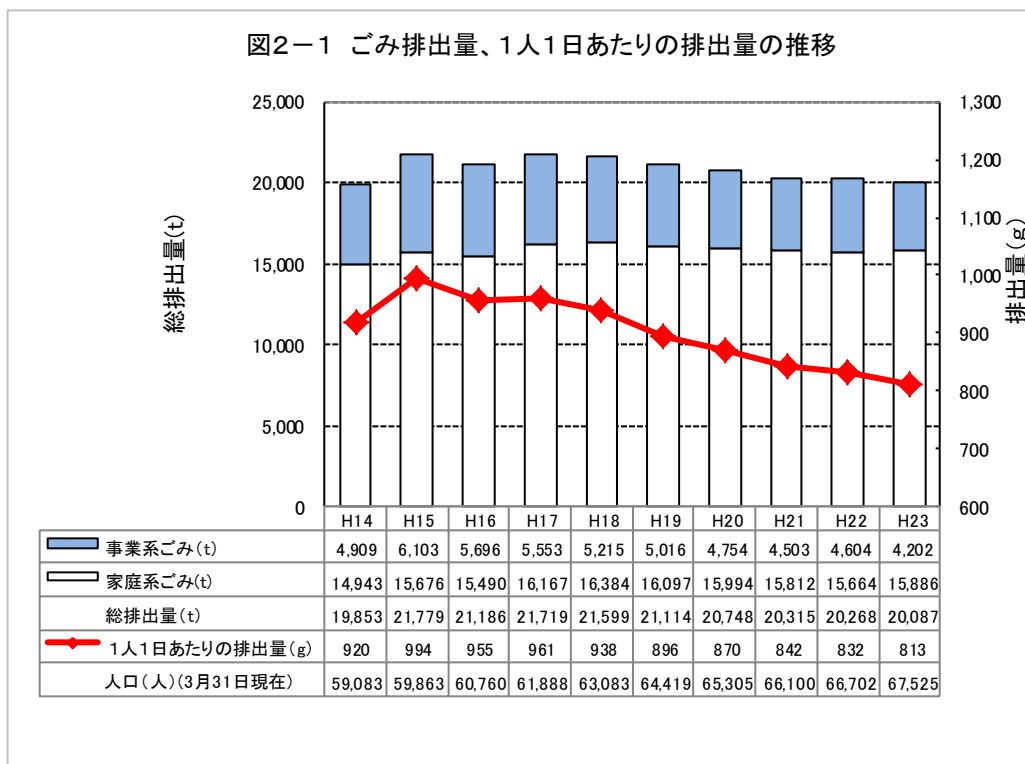




表 2-4 ごみ排出量の推移（分別項目ごと）

		H19	H20	H21	H22	H23
家 庭 系	燃やすごみ	12,704	12,764	12,636	12,413	12,623
	燃えないごみ	340	337	329	325	329
	有害ごみ	48	50	56	54	53
	資源ごみ	2,330	2,203	2,142	2,208	2,186
	かん	241	229	247	267	259
	びん	494	484	484	494	483
	ペットボトル	193	197	201	213	232
	紙・衣類	1,363	1,233	1,156	1,157	1,212
	新聞	463	387	340	326	312
	雑誌	483	405	442	446	332
	雑がみ					137
	段ボール	221	272	204	212	240
	紙パック	1	1	0	0	4
	衣類	196	168	170	172	186
	剪定枝・刈草	38	60	55	78	0
	粗大ごみ	675	639	648	664	694
	家庭系合計	16,097	15,994	15,812	15,664	15,886
事 業 系	燃やすごみ	4,560	4,240	3,971	4,009	4,177
	燃えないごみ	18	11	23	21	25
	剪定枝・刈草	438	502	509	573	0
	事業系合計	5,016	4,754	4,503	4,604	4,202
総排出量	21,114	20,748	20,315	20,268	20,087	

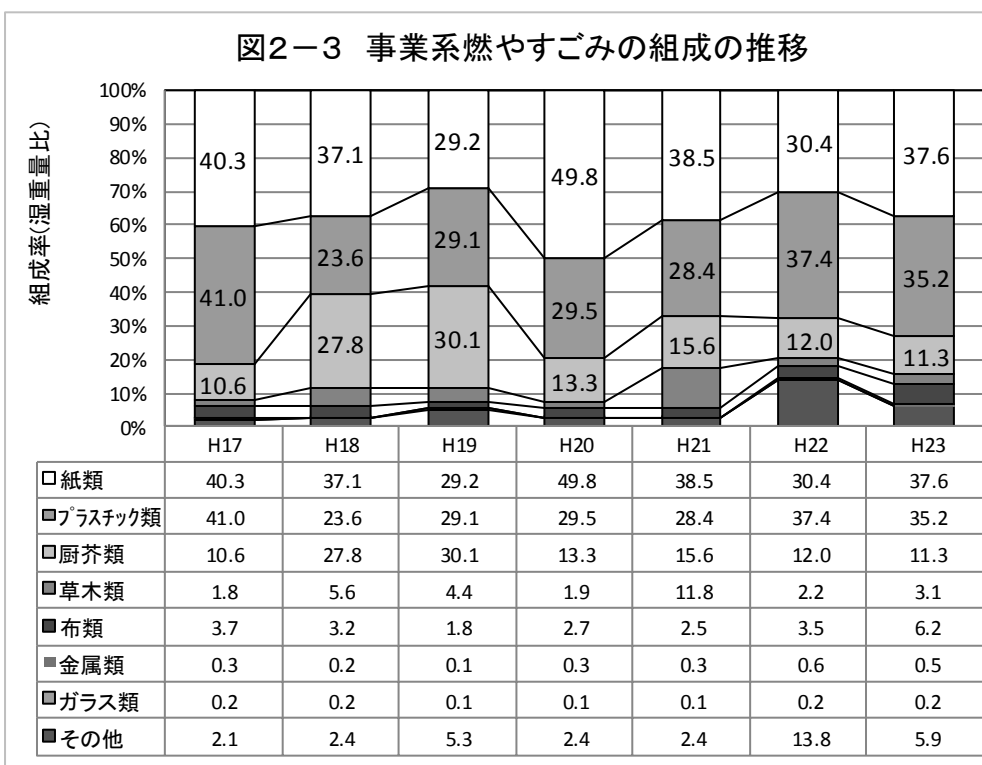
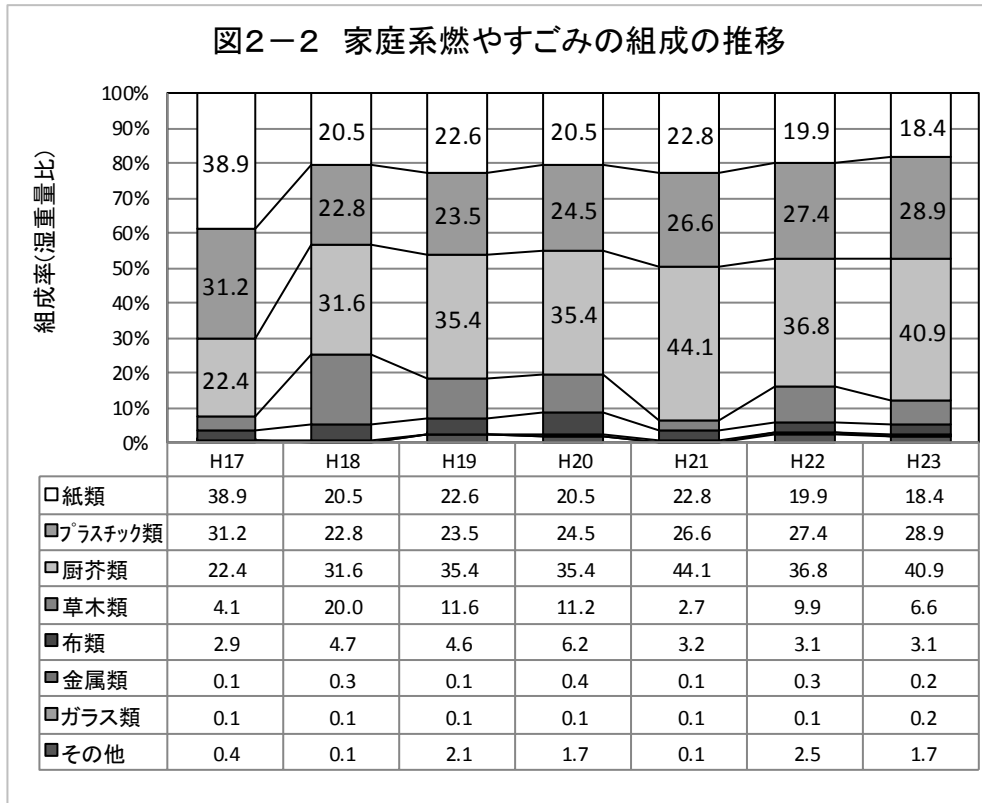
\* 単位はトン(t)

\* 端数処理しているため、合計が合わない場合があります

(4) ごみの組成

①燃やすごみの組成

燃やすごみについては、東埼玉資源環境組合において毎年家庭系と事業系のごみ組成調査を実施しています。平成17年度から平成23年度までの組成調査結果は図2-2、図2-3に示すとおりです。

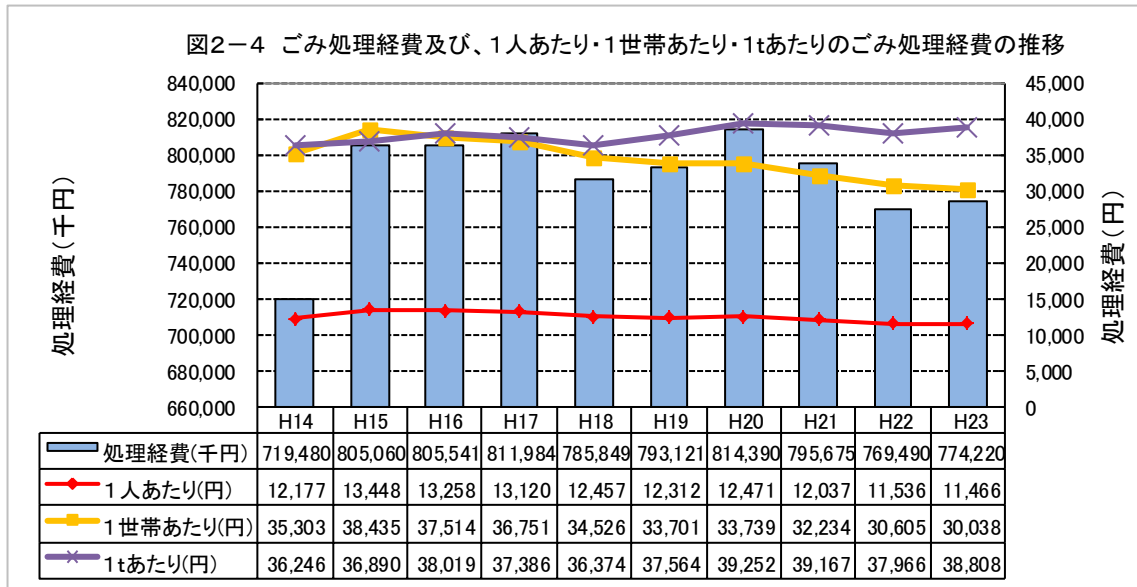


(5) ごみ処理費用

① ごみ処理経費

ごみ処理経費及び、1人あたり・1世帯あたり・1tあたりのごみ処理経費の推移は図2-4に示すとおりです。

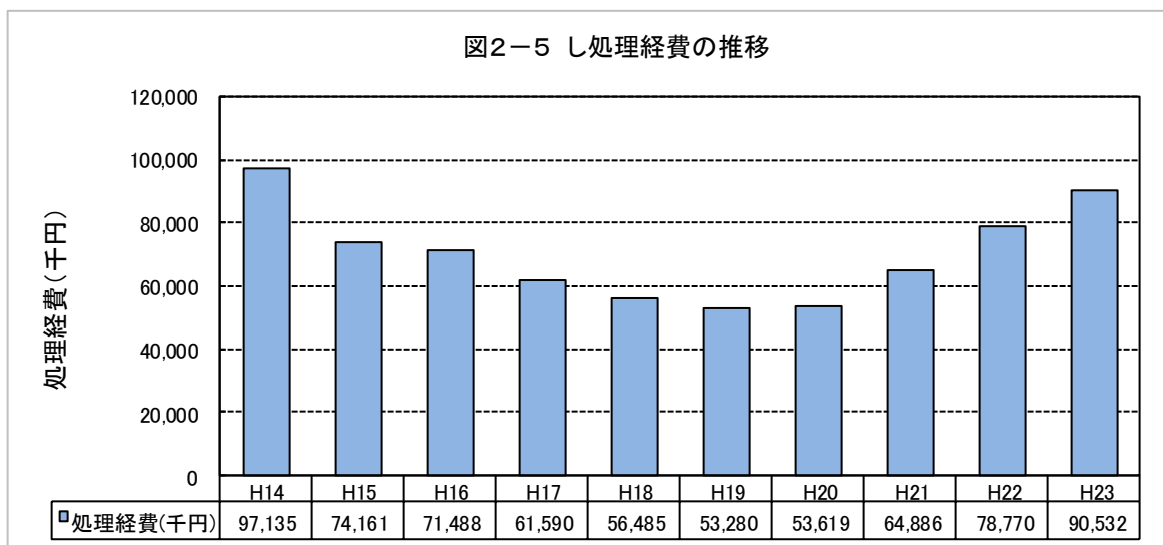
平成23年度のごみ処理経費は約7億7,422万円となっており、市民1人あたりに換算すると1万1,466円となっています。



② し尿処理経費

し尿処理経費の推移は図2-5に示すとおりです。

平成23年度のごみ処理経費は約9,053万円となっています。



## 2. 前計画の評価

### (1) 目標の達成状況

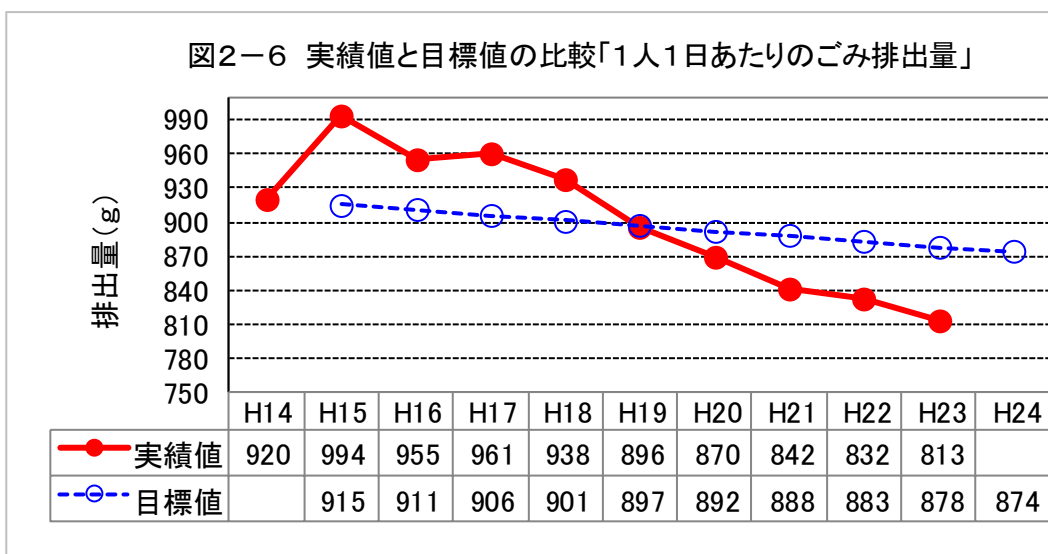
平成16年3月に第2次処理基本計画を策定し、平成19年度を中間目標年度、平成24年度を計画目標年度として「環境にやさしいまちづくり ～循環型社会をめざして～」を基本目標に次の事項について目標数値を定めました。

#### 第2次処理基本計画の目標値

- 1人1日あたりのごみ排出量 ⇒ 平成14年度より5%削減  
(平成14年度920g → 平成24年度874g)
- ごみの資源化率 ⇒ ごみ発生量の25%を資源化  
(平成14年度14.7% → 平成24年度25%)
- 最終処分量 ⇒ 平成14年度より30%削減  
(平成14年度2,358t → 平成24年度1,650t)

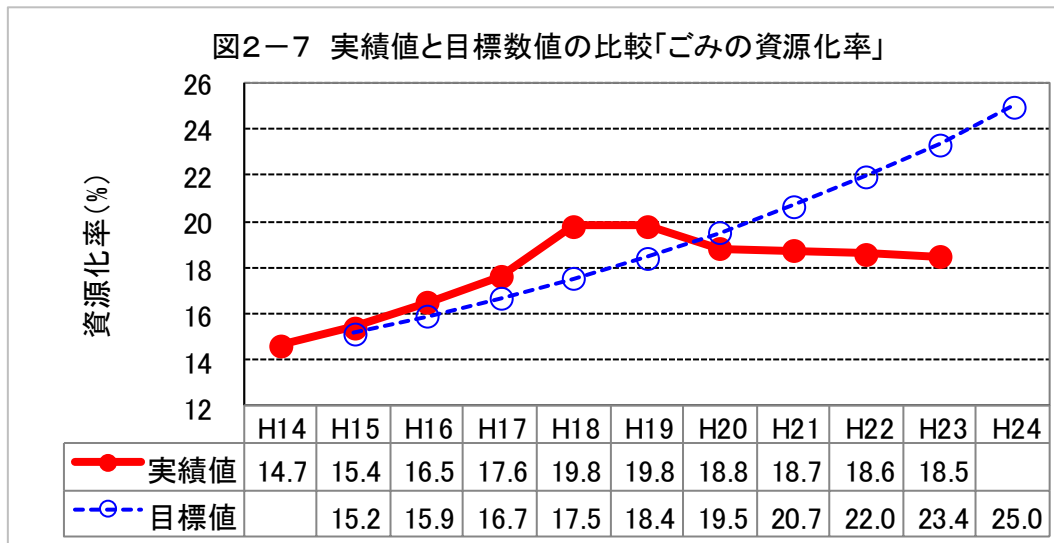
#### ①1人1日あたりのごみ排出量

平成18年度の1人1日あたりのごみ排出量は938gと目標数値を37g上回っています。



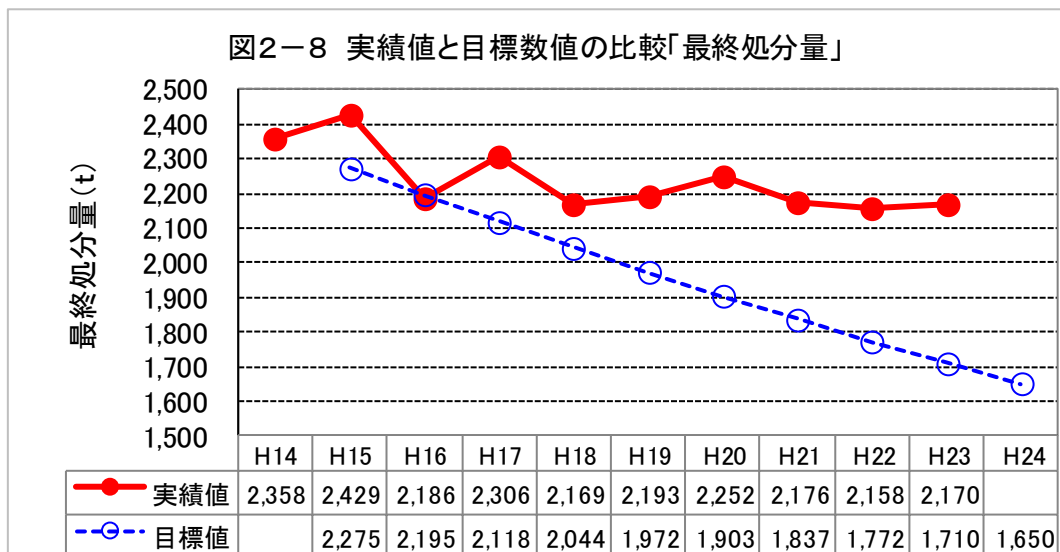
## ②資源化の状況

ごみの資源化率は、平成15年度から平成19年度まで目標数値を達成しましたが、平成20年度からは目標数値を下回っています。



## ③最終処分量の状況

平成16年度に目標数値を達成しましたが、平成17年度から目標数値を上回った処分量となっています。



## (まとめ)

1人1日あたりのごみ排出量は目標数値を達成していますが、目標数値に達していない資源化率及び最終処分量については、まず、ごみになるものをもらわない、家庭に持ち込まないというごみの発生抑制と使い捨て商品の使用を控えるなどの排出抑制を実践し、ごみの発生量そのものを減らすとともに、分別排出を徹底することで再資源化を促進しなければなりません。これによって、資源化率の向上が図られ最終処分量も減量されます。

## (2) 取組施策の評価

ここでは、第2次処理基本計画に掲げた施策についての取組状況を評価します。施策は概ね順調に実施されておりますが、第3次処理基本計画においても継続することが必要です。

### 施策名：ごみ減量への意識啓発及び教育の充実

#### ①環境教育の充実 ⇒ 継続

吉川市環境副読本である「よしの風」の改訂に合わせ実績や施策の最新情報を提供するとともに、総合学習時間やアダプトプログラム制度を活用した取り組みを実施しています。

※アダプトプログラム = アダプト(adopt)とは英語で「養子縁組をする」の意味。一定区画の公共の場所を養子にみたくて、市民が里親となって養子の美化を行い、行政が支援する活動です。

#### ②意識啓発活動の推進 ⇒ 継続

広報紙やホームページ、エコだよりを活用して最新情報を発信するとともに、自治会やPTA等の資源回収団体に対し、効果を挙げるためのごみ減量説明会を実施しています。

#### ③グリーン(エコ)商品の利用促進 ⇒ 継続

広報紙やホームページ、エコだより等を活用し、グリーン(エコ)商品利用の啓発を行うとともに、吉川市環境配慮率先実施計画に位置付け、取り組みを実施しています。

#### ④ふれあい(パートナー)収集の実施 ⇒ 継続

平成19年1月に実施要綱を制定し、事業名称を「パートナー収集」として、平成19年4月から実施しています。今後も安定的・継続的に収集を実施していく必要があります。

※ふれあい(パートナー)収集 = 高齢者や障がい者のみで構成される世帯で、ごみの排出が困難な場合について、通常のごみ収集とは別に、戸別訪問によりごみを収集する方法です。

#### ⑤美化活動の推進 ⇒ 継続

江戸川クリーン大作戦と彩の国ごみゼロ県民運動を統合した「市内一斉美化運動」を毎年実施しています。また、その他地域美化活動を行う団体に対しても、ごみ袋を提供するなどの支援を行っています。

施策名：ごみの発生抑制・排出抑制に向けた取り組み
--------------------------

## ①生ごみ処理機の普及促進 ⇒ 継続

平成23年度末までに累計で448機の購入補助を実施しました。近年、補助交付機数が減少傾向となっているため、ごみ減量説明会等で普及・啓発活動を実施していますが、コンポスト容器等に補助対象を拡大するなどの見直しの必要があります。

## ②(集団)資源回収の推進 ⇒ 継続

平成2年度から資源回収奨励補助金制度を実施しています。当初は、古紙類のほかに「かん」や「びん」を対象としていましたが、分別排出が根付いた段階で補助対象を変更しながら継続して実施しています。今後、ごみの資源化を促進させるため、制度を拡大して実施する必要があります。

## ③マイバック運動の推進 ⇒ 継続

街頭キャンペーン(年2回)や出前講座、市民まつり、環境展等での啓発活動を実施しています。今後もレジ袋の削減によるごみの減量、収集作業等の効率化を図るために継続して実施する必要があります。

## ④ごみ処理有料化の検討 ⇒ 継続・検討

平成21年度に廃棄物減量等推進審議会から有料化についての答申を受けていますが、年々ごみ排出量が減少している現状であるため、実施には至っていません。今後、ごみの排出量が増加傾向に陥った場合には、導入の検討を行います。

## ⑤事業系ごみの排出者指導 ⇒ 継続

東埼玉資源環境組合が実施する内容物調査に立会い、その調査結果に基づき、排出事業者に対し指導を行っています。今後、事業系ごみの削減に向けリーフレット等を活用するなど、より一層の啓発活動を実施することが必要です。

施策名：ごみ資源化の推進
--------------

## ①容器包装リサイクル法への対応 ⇒ 継続

容器包装リサイクル法に基づく第6期吉川市分別収集計画を策定し、ごみ減量への意識啓発、資源ごみの分別促進、廃棄物減量等推進員との協働、エコ・ショップ認定制度の推進等の取り組みを実施しています。今後、各種リサイクル法の改正も予定されていることから継続的な対応が必要となります。

②リサイクル可能なごみの分別 ⇒ 継続

ごみ減量説明会等を通じて、市民に分別・排出抑制を呼びかけています。また、平成18年度からは、ペットボトルの分別収集を開始するなど、分別項目の拡大を行っています。今後、資源化率の向上のため、さらなる分別項目の拡大が必要です。

③資源ごみコンテナ収集地域の拡大 ⇒ 継続

開発等により新たに設置されるごみ集積所にごみコンテナの設置を進めています。また、レジ袋等の削減によるごみの減量、収集作業の効率化も図れることから、今後もごみ減量説明会で市民に直接使用例等を説明しながら設置を推進します。

**施策名：ごみ処理施設の計画的な整備**

①東埼玉資源環境組合との連携 ⇒ 継続

東埼玉資源環境組合を構成する近隣5市1町で組織する事務連絡協議会で連携しながら、ごみ減量化の取り組みを実施しています。今後もより連携を強化し、広域的な取り組みを進める必要があります。

②環境センターの改修 ⇒ 継続

市が定める第5次吉川市総合振興計画第1期実施計画に基づき、計画的に施設修繕等を実施しています。今後、運営面での効率化を図るため、民間委託への切り替えを進める必要があります。



### 3. 課題の整理

第2次処理基本計画の成果や新たな社会的な問題を踏まえ、今後の廃棄物処理の課題を次のとおり整理します。

#### (1) 発生抑制・排出抑制・資源化の推進

第2次処理基本計画における「循環型社会をめざして」に向けては、確実な進展を図りながらも、さらなるごみ減量・資源化を推進し、地球環境等にも配慮した持続可能な循環型社会をめざした取り組みを進めることが課題となります。

#### (2) 適正処理の推進

市民の分別排出の協力等によりごみの減量に一定の成果を上げていますが、さらなる市民の理解と協力を得るために積極的な情報提供を行うとともに効率化を推進し、安定・継続的に廃棄物の適正処理を実施していくことが課題となります。

また、事業者や許可業者に対しても廃棄物処理法に基づく適正なごみ処理のあり方等について、周知・啓発活動を実施することも必要となります。

#### (3) 効率的かつ効果的なごみ処理体制の構築

廃棄物の処理は、廃棄物処理法に規定されているとおり、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることが基本となります。そのためには、今後も安定・継続的な収集運搬及び処理体制を維持するとともに、より効率的かつ効果的なごみ処理体制の構築が必要となります。

#### (4) 環境負荷の低減化に対する取り組み

地球規模での環境問題が重視されるなかで地球温暖化対策は、あらゆる場面で実施することが求められています。廃棄物の処理にあたっては、ごみの発生量を抑制していくことが最も重要となり、その上で温室効果ガス等の低減に配慮したごみの収集運搬や処理、処分が課題となります。

## 第3章 ごみ処理基本計画

### 1. 基本方針

近年、国連等の場で、「環境問題」や「持続可能な社会の構築」に関する議論が高まっており、わが国においても環境基本法第4条に「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築」が明記されています。

また、第2次処理基本計画では、基本目標を「環境にやさしいまちづくり～循環型社会をめざして～」としていましたが、この考え方は、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築」に内包されています。

さらに、平成24年3月に策定された第5次吉川市総合振興計画のまちづくりの目標においては、「持続可能な循環型社会をめざして」と位置付けていることから、本計画では、次のとおり基本目標を「環境にやさしいまちづくり～持続可能な循環型社会をめざして～」として、ごみの減量・資源化を推進します。

#### 基本目標

環境にやさしいまちづくり

～持続可能な循環型社会をめざして～

#### 目標数値

◎ 1人1日あたりのごみ排出量

平成23年度より 8% 以上を削減（平成34年度末 746g 以下）

◎ ごみの資源化率

平成34年度末までにごみ発生量の 25% 以上を資源化

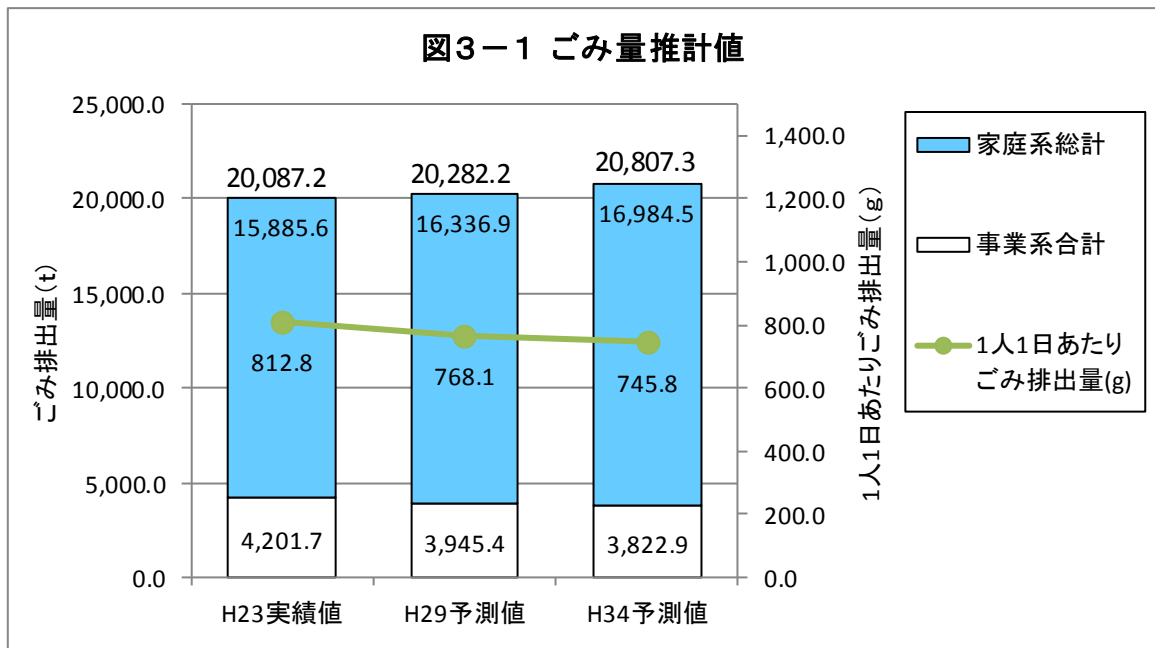
◎ 最終処分量（埋め立て量）

平成34年度末までに 2,091 t（トン）以下に削減

## 2. ごみ量の推計

現状までのごみ減量・資源化施策と同程度の取り組みを継続した場合のトレンド予測は図3-1のとおりで、平成34年度の本市の人口を約7万6千人とすると、総量で20,807tと見込まれます。

これは、平成23年度よりも約700tの増加となりますが、1人1日あたりのごみ排出量に換算すると746gで、平成23年度より8.2%の削減となります。



※トレンド予測 ≡ トレンド予測とは、過去の動態（トレンド）が将来とも同じように推移するという考え方により、過去の経年データから統計的に解析し、将来を予測する方法です。

### 3. 取組目標

推計結果より、1人1日あたりのごみ排出量は、国の目標値を達成できませんが、資源化率の目標達成が困難です。平成34年度で資源化率25%を達成するには、家庭系の燃やすごみ量の約8.7%分を適正に分別することにより資源化物を増加させることが必要で、雑がみ等の分別協力の向上や適正なりサイクルルートを確保するなどの取り組みを積極的に推進することで達成を目指します。

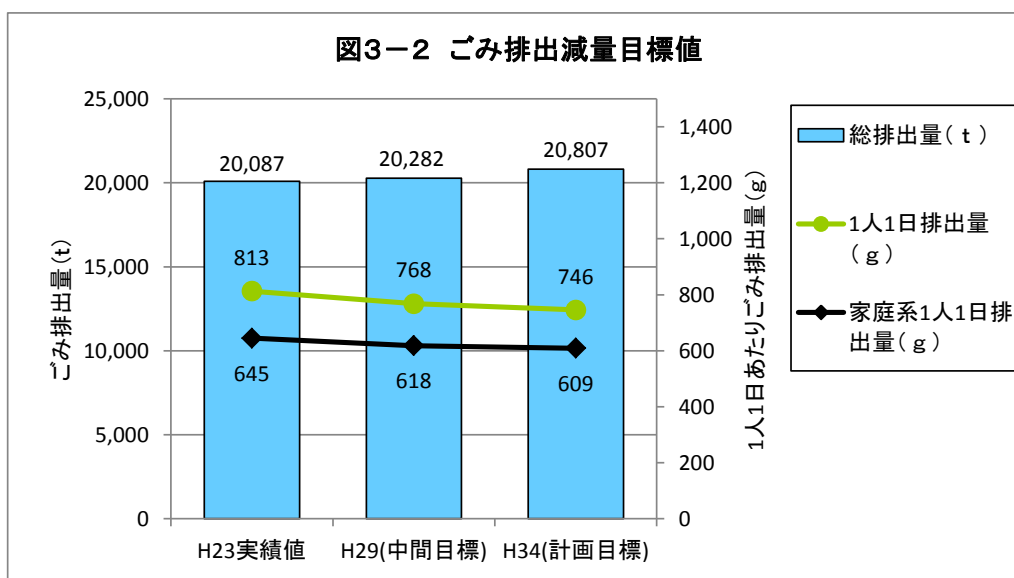
これらの取り組みにより、最終処分量は現状より3.7%の削減が可能です。

以上より、1人1日あたりのごみ排出量、総資源化率、最終処分量の目標値は表3-1～表3-3のとおりとします。

#### (1) 1人1日あたりのごみ排出量

表 3-1 ごみ排出減量目標値

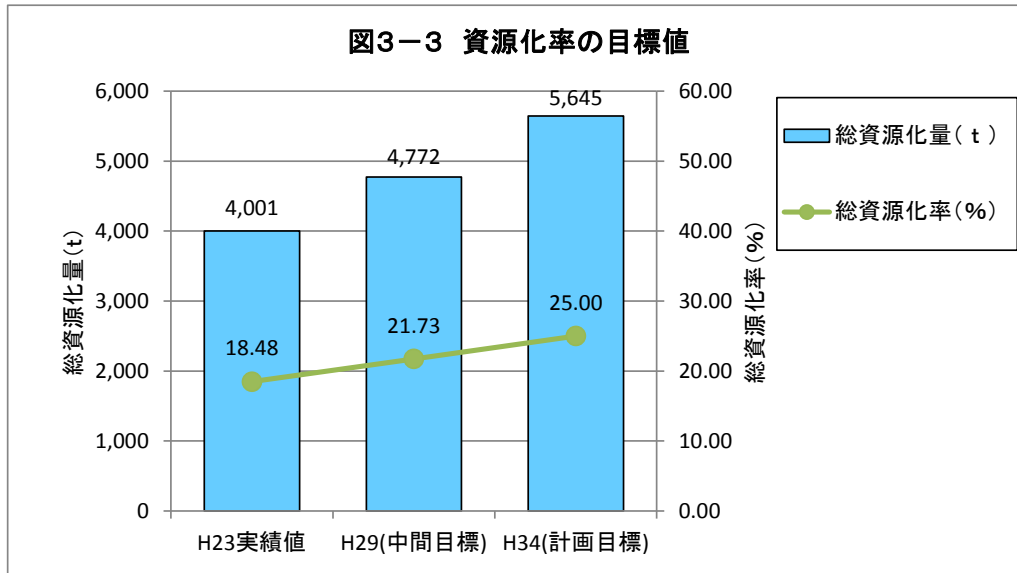
	平成23年度 (実績値)	平成29年度 (中間目標年度)	平成34年度 (計画目標年度)
人口(人)	67,525	72,346	76,437
総排出量(t)	20,087	20,282	20,807
1人1日排出量(g)	813	768	746
家庭系1人1日排出量(g)	645	618	609
事業系1人1日排出量(g)	168	150	137



## (2) 資源化率

表 3-2 資源化率の目標値

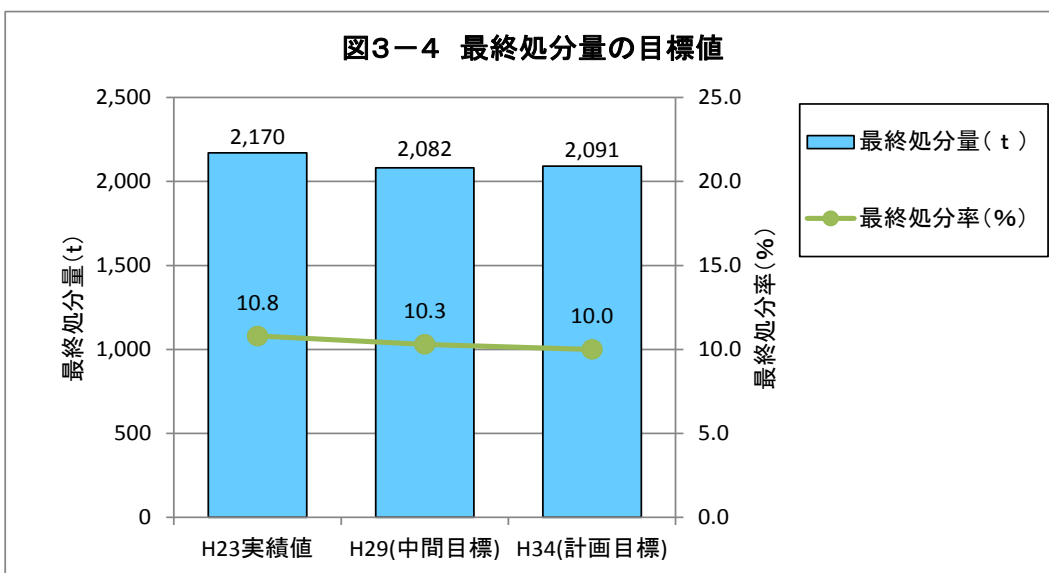
	平成 23 年度 (実績値)	平成 29 年度 (中間目標年度)	平成 34 年度 (計画目標年度)
総資源化量 (t)	4,001	4,772	5,645
総資源化率 (%)	18.48	21.73	25.00



## (3) 最終処分量

表 3-3 最終処分量の目標値

	平成 23 年度 (実績値)	平成 29 年度 (中間目標年度)	平成 34 年度 (計画目標年度)
最終処分量 (t)	2,170	2,082	2,091
最終処分率 (%)	10.8	10.3	10.0
1人1日あたりの最終処分量 (g)	88	79	75



## (参考1) 国の目標値 (目標年度 平成27年度)

項 目	廃棄物処理法
ごみ排出量	平成19年度比で5%削減
資源化率	25%
最終処分量	平成19年度比22%削減

## (参考2) 埼玉県目標値 (目標年度 平成27年度)

項 目	第7次埼玉県廃棄物処理基本計画
1人1日あたりの生活系ごみ排出量	平成20年度比で8%削減
事業系ごみ排出量	平成20年度実績 602 (千t/年) 平成27年度目標 478 (千t/年) (約21%削減)
1人1日あたりの最終処分量	平成20年度比で16%削減

#### 4. 基本方針を達成するための施策

本市では、基本方針で掲げた目標を達成するため、次の6点についての取り組みを推進します。

##### (1) ごみの発生抑制・排出抑制の推進

ごみの発生抑制・排出抑制の意識付けを行うために、引き続き3R(リデュース、リユース、リサイクル)等の普及・活動を積極的に行います。また、事業者責任による発生抑制の促進を図るため、分別排出の徹底等排出者への指導も実施します。

##### (2) ごみ資源化の推進

家庭から不要物として排出されたものについては、積極的な資源化を図るとともに、なるべく廃棄物として処理・処分しないよう、新たな資源化方策や資源化品目についての検討を行います。

##### (3) 適正処理の推進

廃棄物処理法に基づく適正なごみ処理のあり方等について、事業者や許可業者に対して直接的な指導を実施します。また、不法投棄や資源物持ち去り防止対策に努めるとともに、災害廃棄物の適正処理体制の構築を図ります。

##### (4) 効率的かつ効果的なごみ処理体制の構築

ごみの収集運搬車両・人員の配置や収集回数、民間委託への変更等の抜本的な見直しを検討します。また、効果的なごみ処理を図るため、市民や事業者に対してごみの出し方等の啓発活動に努めます。

##### (5) 環境負荷の低減化に対する取り組み

ごみの収集運搬や処理、処分に伴う環境負荷を低減するための取り組みを進めるとともに、事業者や委託業者に対しても、同様の取り組みを求めています。

##### (6) 市民・事業者・行政の連携促進

市民・事業者・行政三者におけるネットワークを構築し、ごみ減量・資源化活動のための協働体制・組織づくりを検討します。また、地域で活動する廃棄物減量等推進員と協働しながら、地域住民の廃棄物処理に対する理解を深める取り組みを行います。

## 5. 施策の体系

ここでは、第3次処理基本計画の施策を体系的に示します。

<b>I 発生抑制・排出抑制の推進</b>	
(1) ごみ減量への意識啓発及び教育の充実	
① 子どもに対する環境教育の推進	[重点]
② 意識啓発活動の推進	[重点]
③ エコ・ショップ認定制度の充実	[重点]
④ パートナー収集の実施	
⑤ 美化活動の推進	
(2) ごみの発生抑制・排出抑制に向けた取り組み	
① ごみダイエット・チェックシートの普及・促進	[重点]
② マイバック運動の推進	[重点]
③ コンテナ収集地域の拡大	
④ ペットボトル回収用ネット袋の普及・拡大	
⑤ 事業系ごみの排出者指導	[重点]
⑥ 生ごみの水切り排出の促進	[重点]
⑦ ごみ処理有料化の検討	
<b>II ごみ資源化の推進</b>	
① 生ごみ処理機の普及・促進	[重点]
② 資源回収の促進	[重点]
③ 雑がみリサイクルの推進	[重点]
④ 容器包装リサイクル法への対応	[重点]
⑤ 廃家電製品のリサイクル	[重点]
⑥ リサイクルシステムの確立	[重点]
⑦ 剪定枝・刈草の資源化の促進	
<b>III 適正処理の推進</b>	
① 事業者に対する適正処理の指導	
② 不法投棄対策の実施	
③ 資源物持ち去り防止対策の実施	
④ 災害廃棄物等の適正処理体制の構築	



<b>IV 効率的かつ効果的なごみ処理体制の構築</b>	
① ごみ処理体制の見直し	[重点]
② 清掃作業の直営と民間委託の見直し	[重点]
③ 許可業者に対する指導と研修	[重点]
④ 市民や事業者に対するごみの出し方の啓発	
⑤ 作業員に対する安全教育	
<b>V 環境負荷の低減化に対する取り組み</b>	
① ごみ収集車による環境負荷の低減化	
② ごみ処理による環境負荷の抑制	
③ 温室効果ガス排出抑制対策の実施	
④ 3R(リデュース、リユース、リサイクル)等の啓発活動の拡充	
⑤ グリーン(エコ)商品の利用促進	
<b>VI 市民・事業者・行政の連携促進</b>	
① 廃棄物減量等推進員制度のさらなる活用	
② ごみ減量等ネットワークの構築	

## 6. 具体的な施策

ここでは、前項の施策体系に基づき、具体的な取組方法について示します。

### I：発生抑制・排出抑制の推進

#### (1) ごみ減量への意識啓発及び教育の充実

##### ①子どもに対する環境教育の推進

- ・環境副読本「よしの風」の充実を図ります。
- ・ごみ減量の出前講座を実施します。
- ・アダプトプログラム制度を活用した環境教育を実施します。
- ・東埼玉資源環境組合第一工場や民間リサイクル業者等の見学会(親子エコツアー等)の実施を検討します。
- ・環境センターを活用し、施設見学や職場体験を積極的に実施します。
- ・小中学校に対し、環境に関するポスターコンクール等の活用を依頼します。

##### ②意識啓発活動の推進

- ・3R(リデュース、リユース、リサイクル)等の普及・啓発活動を継続的に実施します。
- ・広報紙やホームページ、エコだより等情報発信の充実を図ります。
- ・出前講座の実施及び講座開催を支援します。

##### ③エコ・ショップ認定制度の充実

- ・エコ・ショップ認定制度のPRと活用を図ります。
- ・エコ・ショップ認定制度の活性化を図るため、事業化の検討を行います。

##### ④パートナー収集の実施

- ・高齢者や障がい者で構成されごみの排出が困難な世帯に対して、声かけ等の付帯サービスを充実させたパートナー収集を継続して実施します。

##### ⑤美化活動の推進

- ・市内一斉美化運動及び地域美化活動を継続して実施するとともに、実施団体に対する支援を行います。

## (2) ごみの発生抑制・排出抑制に向けた取り組み

### ①ごみダイエット・チェックシートの普及・促進

- ・各家庭におけるごみ減量活動を支援するため、出前講座や説明会等で「ごみダイエット・チェックシート」について紹介するとともに、ホームページ等を活用しながら普及・促進に努めます。

### ②マイバック運動の推進

- ・マイバック推進キャンペーンを継続して実施します。
- ・事業者との協定制度を創設するなど、レジ袋の削減に向けた取り組みを実施します。

### ③コンテナ収集地域の拡大

- ・設置集積所数の拡大に努めるとともに、コンテナ利用ルールの周知徹底を図ります。

### ④ペットボトル回収用ネット袋の普及・拡大

- ・設置集積所数の拡大に努めるとともに、ネット袋利用ルールの周知徹底を図ります。これにより収集作業の効率化、ごみ袋の減量を推進します。

### ⑤事業系ごみの排出者指導

- ・事業者向けのリーフレットを作成し、吉川市商工会等を通して配布するなど、事業系ごみの排出者指導(分別排出の徹底等)を行います。
- ・多量排出事業者へ減量計画書の提出を求めています。
- ・事業者責任による発生抑制の促進を図ります。
- ・拡大生産者責任によるごみ発生抑制の仕組みづくりの促進を図ります。

### ⑥生ごみの水切り排出の促進

- ・生ごみの重量の約80パーセントが水分となっていることから、生ごみの水分量を減らしごみ減量につなげるため、水切り排出を促進します。

### ⑦ごみ処理有料化の検討

- ・ごみ処理有料化を導入するためには、ごみ排出量やごみ減量施策等の効果分析を行う必要があることから、東埼玉資源環境組合構成市町と連携を図りながら検討を行います。

## Ⅱ：ごみ資源化の推進

### ①生ごみ処理機の普及・促進

- ・より多くの市民に制度を活用いただくためのPRを充実させるとともに、制度を継続して実施します。
- ・生ごみ処理容器(コンポスト容器等)に対する助成拡大を実施します。
- ・生ごみ(厨芥類)の再資源化に関しては、堆肥の有効活用まで含めた制度づくりや「(仮称)よしかわ生ごみリサイクルプラン」の作成について検討します。

### ②資源回収の促進

- ・より多くの団体に制度を活用いただくためのPRを充実させるとともに、制度を継続して実施します。
- ・実施する団体に対し、ごみ減量説明会を開催し効果の拡大を図ります。

### ③雑がみリサイクルの推進

- ・雑がみの具体例、分別方法等をわかりやすく市民に周知していきます。

### ④容器包装リサイクル法への対応

- ・白色トレイの拠点回収の実施など、分別収集項目の見直しを検討するとともに、モデル的な資源化事業の実施を検討します。
- ・店頭回収等の促進など、事業者による資源回収を奨励します。

### ⑤廃家電製品のリサイクル

- ・平成18年6月から民間業者への委託により、電子レンジ、ミニコンポ、ビデオデッキ、ラジカセ等の廃家電製品のリサイクルを実施していますが、国の動向を踏まえ使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)の適正実施に努めます。

### ⑥リサイクルシステムの確立

- ・資源物の定期収集や資源回収ボックスの設置など、リサイクルシステムの確立に努めます。
- ・市が回収するリサイクル項目(品目)の拡大について検討します。

### ⑦剪定枝・刈草の資源化の促進

- ・剪定枝チップ機の貸出制度の創設について検討します。
- ・購入補助金制度の創設について検討します。

- ・東埼玉資源環境組合堆肥化施設及び環境センターへの直接搬入を推進し、資源化を図ります。

### Ⅲ：適正処理の推進

#### ①事業者に対する適正処理の指導

- ・廃棄物処理法に基づく適正なごみ処理のあり方や事業者の自己責任等について、事業者や許可業者に対して直接的な指導を実施します。

#### ②不法投棄対策の実施

- ・継続的に不法投棄防止パトロールを実施します。
- ・被害を受けている場所の土地所有者や管理者への指導を行うとともに、早期に投棄物の撤去を依頼します。
- ・不法投棄防止看板の作成及び配布を行います。

#### ③資源物持ち去り防止対策の実施

- ・継続的に資源物持ち去り防止パトロールを実施するとともに、市条例に基づき持ち去り行為者に対して中止命令及び告発を行います。
- ・市が指定するごみ集積所に持ち去り禁止看板の設置を進めます。

#### ④災害廃棄物等の適正処理体制の構築

- ・災害廃棄物処理計画の見直しを行い、災害発生時において、より迅速かつ適正な処理体制の構築を図ります。

### Ⅳ：効率的かつ効果的なごみ処理体制の構築

#### ①ごみ処理体制の見直し

- ・吉川美南駅周辺開発を勘案し、収集運搬車両・人員の配置や収集回数の変更など、抜本的な見直しを検討します。

#### ②清掃作業の直営と民間委託の見直し

- ・現在「直営方式」で実施している一部のごみ収集や施設の運転管理等の清掃作業については、経済効率の向上、環境清掃産業の育成等の観点から、効果的な市職員の人員体制となるよう、適宜「委託方式」への切り替えを進めます。

#### ③許可業者に対する指導と研修

- ・本市の許可業者に対し、基準に基づいた適切な搬入が行われるように、引き続

き指導を行い、搬入ごみの適正管理の徹底を図ります。

④市民や事業者に対するごみの出し方の啓発

- ・清掃作業における労働安全の確保と効率的なごみ処理を図るため、引き続き市民や事業者に対してごみの出し方の啓発を実施します。

⑤作業員に対する安全教育

- ・市職員及び委託業者に対する継続的な安全教育を実施します。

V：環境負荷の低減化に対する取り組み

①ごみ収集車による環境負荷の低減化

- ・収集効率の改善、ごみ収集車両の適切な維持管理、低公害車の導入等により、ごみ収集車の走行に伴う環境負荷の低減化に取り組みます。また、本市がごみの収集運搬を委託・許可している業者に対しても、協力を求めます。

②ごみ処理による環境負荷の抑制

- ・ごみの排出抑制、ごみ処理施設の適切な維持管理等により、ごみ処理に伴う環境負荷の抑制を図ります。

③温室効果ガス排出抑制対策の実施

- ・ごみの減量化、資源化の推進により焼却量の低減、収集運搬の効率化等により、温室効果ガスの排出量を削減して地球温暖化防止に努めます。

④3R(リデュース、リユース、リサイクル)等の啓発活動の拡充

- ・3R(リデュース、リユース、リサイクル)等の普及・啓発活動を推進することで、ごみを減量するだけでなく、さまざまな環境への負荷を低減する効果が見込まれることから、市民の皆さんがごみ減量のために行う行動がどのくらい温室効果ガスを減らし、地球温暖化防止に効果があるかなど、より積極的な啓発に努めます。

⑤グリーン(エコ)商品の利用促進

- ・グリーン(エコ)商品の利用促進を図るためのPRを充実させます。
- ・市役所では、引き続きエコオフィス吉川(第3次吉川市環境配慮率先実行計画)の充実に努めます。

**VI：市民・事業者・行政の連携促進****①廃棄物減量等推進員制度のさらなる活用**

- ・ごみ減量啓発事業や各種イベントにおいて廃棄物減量等推進員制度を積極的に活用します。また、廃棄物減量等推進員に対して、市の清掃事業についての理解を深めてもらうため、3R（リデュース、リユース、リサイクル）や清掃事業関連の情報提供に努めます。
- ・廃棄物減量等推進員として、地域住民の清掃事業に対する意見を把握していただき、市民と市のパイプ役として活動いただけるよう内容の充実化を図った研修会を開催します。

**②ごみ減量等のネットワークの構築**

- ・市民・事業者・行政三者におけるネットワークを構築し、ごみ減量・資源化活動のための協働体制・組織づくりを検討します。

## 7. 基本方針達成に向けた市民・事業者・行政の役割

### (1) 市民に求められる役割

#### ①家庭系ごみ排出者の責任

3R(リデュース、リユース、リサイクル)の実践、使い捨て商品の使用の自粛、簡易包装品や詰替え製品等の優先的な購入、リサイクルショップやフリーマーケットの活用、分別や適正排出の徹底による資源化の推進、マイバックやマイ箸等の利用、生ごみの堆肥化や生ごみの水切り排出への協力など

#### ②地域における循環型社会の形成

地域美化活動への参加、自治会やPTA等が実施する資源回収への参加、ごみ減量説明会や出前講座への積極的な参加など

### (2) 事業者求められる役割

#### ①事業系ごみ排出者の責任

紙類の使用量削減、古紙類の資源化、食品リサイクル法等への対応など

#### ②循環型社会形成への取り組み

排出者責任や拡大生産者責任を踏まえたごみ減量及び適正処理、容器包装リサイクル法への対応(事業者による食品トレイやリターナブルびん等の資源回収等)、簡易包装の普及やレジ袋削減への協力など

#### ③グリーン(エコ)商品の利用促進

環境負荷を低減させる再生資源や製品等の使用・購入への協力など

### (3) 本市が果たす役割

#### ①環境学習・普及啓発・情報提供の充実

子どもに対する環境学習の充実、3R(リデュース、リユース、リサイクル)等の啓発活動の充実、ごみの減量等の情報提供の充実、市民・事業者・行政三者間の調整など

#### ②ごみの資源化と適正処理の確保

雑がみや剪定枝・刈草等の資源化の促進、分別収集項目の見直し、リサイクルシステムの確立、各リサイクル法への対応、事業者等への排出指導など

#### ③効率的かつ効果的なごみ処理体制の構築

ごみ減量による効率化の促進、収集運搬体制や収集項目・回数等の見直し、直営業務と民間委託の見直し、許可業者等への指導、収集運搬等に係る安全教育や指導、環境負荷の低減化に対する取り組みなど

#### ④グリーン(エコ)商品の利用促進

エコオフィス吉川(第3次吉川市環境配慮率先実行計画)に基づき、グリーン(エコ)商品の率先した利用促進など



## 第4章 計画の推進

### 1. 計画の周知

本市が市民と協働して第3次処理基本計画を推進していくためには、清掃事業に対する市民・事業者の理解と協力が必要となります。また、市民・事業者・行政がそれぞれ自らの役割を十分に認識し、より積極的な取り組みを進めることが求められています。

そのためには、本計画及び進捗状況について、広報紙、ホームページ、エコだより等による周知の徹底を図るとともに、必要に応じてごみ減量説明会や出前講座を行うなど、本計画の周知と普及・啓発に努めます。

### 2. 計画の進行管理等

#### (1) 数値目標等の管理

第3次処理基本計画に掲げた数値目標の達成状況は毎年確認するとともに、進捗状況の把握や推進方策の検討を行った上で結果を公表します。

#### (2) 廃棄物処理サービスに対する市民満足度向上への取り組み

廃棄物の処理は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした市民に最も身近な行政サービスのひとつです。そのため、市民アンケート等の実施により市民満足度の測定を行い、市の廃棄物処理サービスの質や市民満足度の向上を図ります。

#### (3) 市民1人あたり年間処理経費の削減

ごみ処理に係る経費は、収集方法の変更、東埼玉資源環境組合への分担金、施設改修費等により増減しますが、常に最小の経費で最大の効果を上げるようコスト意識が必要となることから、国の示す一般廃棄物会計基準の導入について検討を行います。

#### (4) 東埼玉資源環境組合及び構成市町との連携

基本計画に掲げた施策の推進にあたっては、東埼玉資源環境組合及び構成市町の施策と相互に連携・協力を図ります。

また、東埼玉資源環境組合が行う中間処理事業、最終処分事業等に関しては、資源化率・最終処分率に直結することから、引き続きスラグの有効活用や現状で埋め立てている焼却灰やばいじんの再資源化を要望します。

#### (5) 環境センターの改修等

環境センターについては、建設後19年を経過することから、老朽化が進んでいる箇所の改修を計画的に実施しています。今後、運営面・コスト面での効率化を図るため、民間委託への切り替えを進める必要があります。

### 3. 計画の推進

ここでは、具体的な取組方策についてのスケジュールを示します。

I 発生抑制・排出抑制の推進	中間 (H29) 年度	目標 (H34) 年度
(1) ごみ減量への意識啓発及び教育の充実		
① 子どもに対する環境教育の推進	———— 継続 ————	————>
② 意識啓発活動の推進	———— 継続 ————	————>
③ エコ・ショップ認定制度の充実	———— 継続 ————	————>
④ パートナー収集の実施	———— 継続 ————	————>
⑤ 美化活動の推進	———— 継続 ————	————>
(2) ごみの発生抑制・排出抑制に向けた取り組み		
① ごみダイエット・チェックシートの普及・促進	H25 実施 ———— 継続 ————	————>
② マイバック運動の推進	———— 継続 ————	————>
③ コンテナ収集地域の拡大	———— 継続 ————	————>
④ ペットボトル回収用ネット袋の普及・拡大	———— 継続 ————	————>
⑤ 事業系ごみの排出者指導	H25 実施 ———— 継続 ————	————>
⑥ 生ごみの水切り排出の促進	H25 実施 ———— 継続 ————	————>
⑦ ごみ処理有料化の検討	———— 検討 ————	————>

II ごみ資源化の推進	中間 (H29) 年度	目標 (H34) 年度
① 生ごみ処理機の普及・促進	———— 継続 ————	————>
② 資源回収の促進	———— 継続 ————	————>
③ 雑がみリサイクルの推進	———— 継続 ————	————>
④ 容器包装リサイクル法への対応	———— 継続 ————	————>
⑤ 廃家電製品のリサイクル	———— 継続 ————	————>
⑥ リサイクルシステムの確立	———— 継続 ————	————>
⑦ 剪定枝・刈草の資源化の促進	———— 継続・一部検討 ————	————>

III 適正処理の推進	中間 (H29) 年度	目標 (H34) 年度
① 事業者に対する適正処理の指導	H25 実施 ———— 継続 ————	————>
② 不法投棄対策の実施	———— 継続 ————	————>
③ 資源物持ち去り防止対策の実施	———— 継続 ————	————>
④ 災害廃棄物等の適正処理体制の構築	———— 見直し ————	———— 継続 ————>

IV 効率的かつ効果的なごみ処理体制の構築	中間(H29)年度	目標(H34)年度
① ごみ処理体制の見直し	H27 実施	継続
② 清掃作業の直営と民間委託の見直し	H25・26 検討 H27 実施	継続
③ 許可業者に対する指導と研修		継続
④ 市民や事業者に対するごみの出し方の啓発		継続
⑤ 作業員に対する安全教育		継続

V 環境負荷の低減化に対する取り組み	中間(H29)年度	目標(H34)年度
① ごみ収集車による環境負荷の低減化		検討
② ごみ処理による環境負荷の抑制		検討
③ 温室効果ガス排出抑制対策の実施		検討
④ 3R(リデュース、リユース、リサイクル)等の啓発活動の拡充		継続
⑤ グリーン(エコ)商品の利用促進		継続

VI 市民・事業者・行政の連携促進	中間(H29)年度	目標(H34)年度
① 廃棄物減量等推進員制度のさらなる活用		継続
② ごみ減量等ネットワークの構築	検討	実施

## 第5章 重点施策

第3次処理基本計画で基本目標に掲げる「環境にやさしいまちづくり～持続可能な循環型社会をめざして～」を達成するため、全35施策の中から特に重視すべき以下の16施策を重点施策として推進していきます。

### 重点施策1 I：発生抑制・排出抑制の推進

#### (1) ごみ減量への意識啓発及び教育の充実

- ① 子どもに対する環境教育の推進
- ② 意識啓発活動の推進
- ③ エコ・ショップ認定制度の充実

#### (2) ごみの発生抑制・排出抑制に向けた取り組み

- ① ごみダイエット・チェックシートの普及・促進
- ② マイバック運動の推進
- ⑤ 事業系ごみの排出者指導
- ⑥ 生ごみの水切り排出の促進

### 重点施策2 II：ごみ資源化の推進

- ① 生ごみ処理機の普及・促進
- ② 資源回収の促進
- ③ 雑がみリサイクルの推進
- ④ 容器包装リサイクル法への対応
- ⑤ 廃家電製品のリサイクル
- ⑥ リサイクルシステムの確立

### 重点施策3 IV：効率的かつ効果的なごみ処理体制の構築

- ① ごみ処理体制の見直し
- ② 清掃作業の直営と民間委託の見直し
- ③ 許可業者に対する指導と研修

## 資 料 編

1. データ関係
2. 審議会関係
3. 策定経過

## 1. データ関係

本計画において吉川市におけるごみの排出状況、処理・処分状況等を示すものとして整理した各指標の算定方法は次のとおりです。

### (1) 1人1日あたりのごみの排出量

吉川市におけるごみ排出量原単位として、次式のとおり1人1日あたりのごみ排出量を算定しています。

$$\begin{aligned} & \text{1人1日あたりのごみ排出量 (g/人/日)} \\ & = (\text{家庭系ごみ排出量 (t/年)} + \text{事業系ごみ排出量 (t/年)}) \div \text{総人口 (人)} \div 365 \text{ 日} \times 1000 \\ & \quad \times 1000 \end{aligned}$$

### (2) 資源化率

発生するごみのリサイクル実施状況を示す指標として、次式のとおり資源化率(リサイクル率)を算定します。

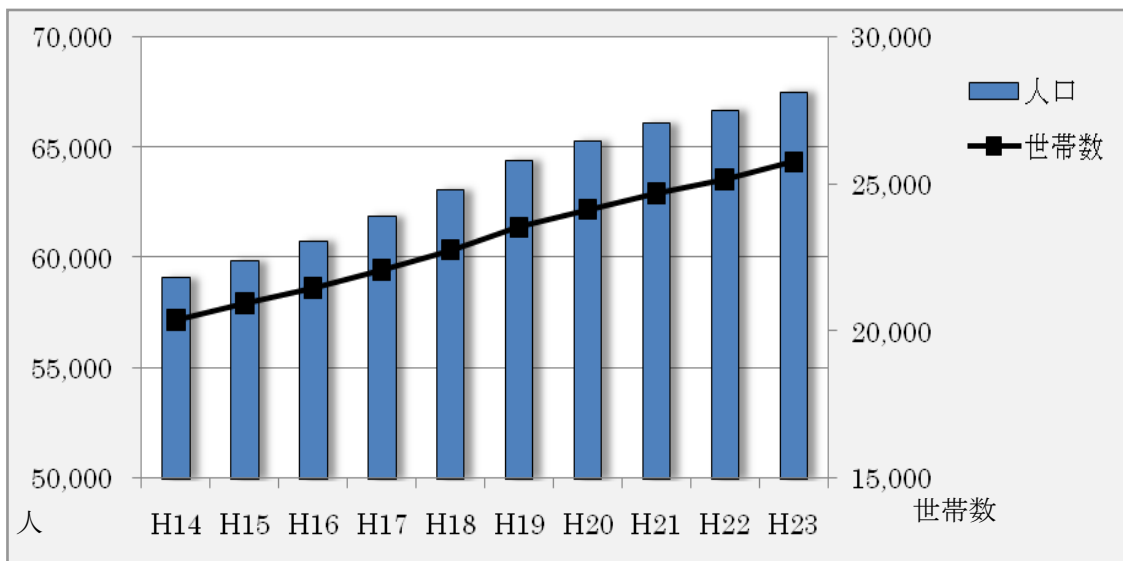
$$\begin{aligned} & \text{資源化率 (\%)} \\ & = \text{総資源化量 (t/年)} \div (\text{ごみ総排出量 (t/年)} + \text{集団資源回収量 (t/年)}) \times 100 \end{aligned}$$

### (3) 最終処分量

排出されるごみの最終処分量(埋め立て)状況を示す指標として、次式のとおり最終処分率を算定します。

$$\begin{aligned} & \text{最終処分率 (\%)} \\ & = \text{最終処分量 (t/年)} \div \text{ごみ総排出量} \times 100 \end{aligned}$$

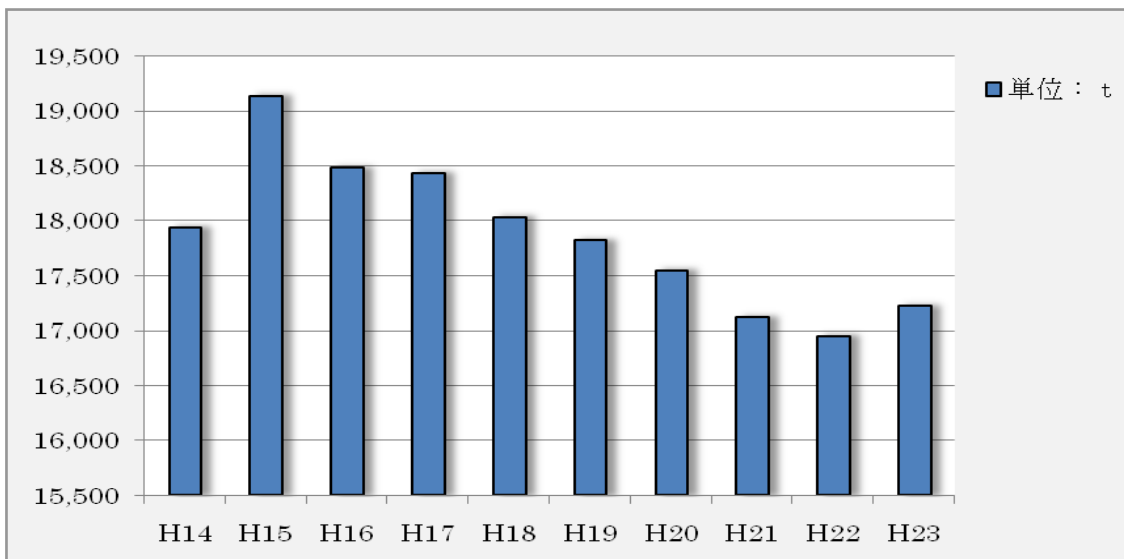
○人口及び世帯数の推移



	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
人口	59,083	59,863	60,760	61,888	63,083	64,419	65,305	66,100	66,702	67,525
世帯数	20,380	20,946	21,473	22,094	22,763	23,534	24,138	24,684	25,143	25,775

[各年度末]

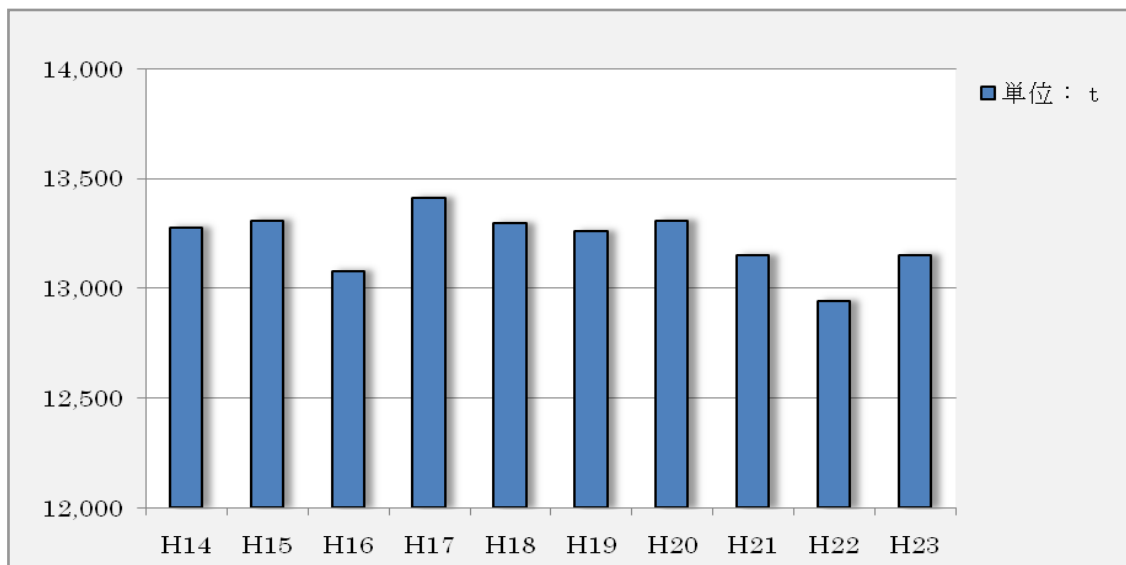
○燃やすごみ量の推移（家庭系＋事業系）



単位：t

H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
17,935	19,134	18,477	18,430	18,030	17,817	17,547	17,118	16,948	17,219

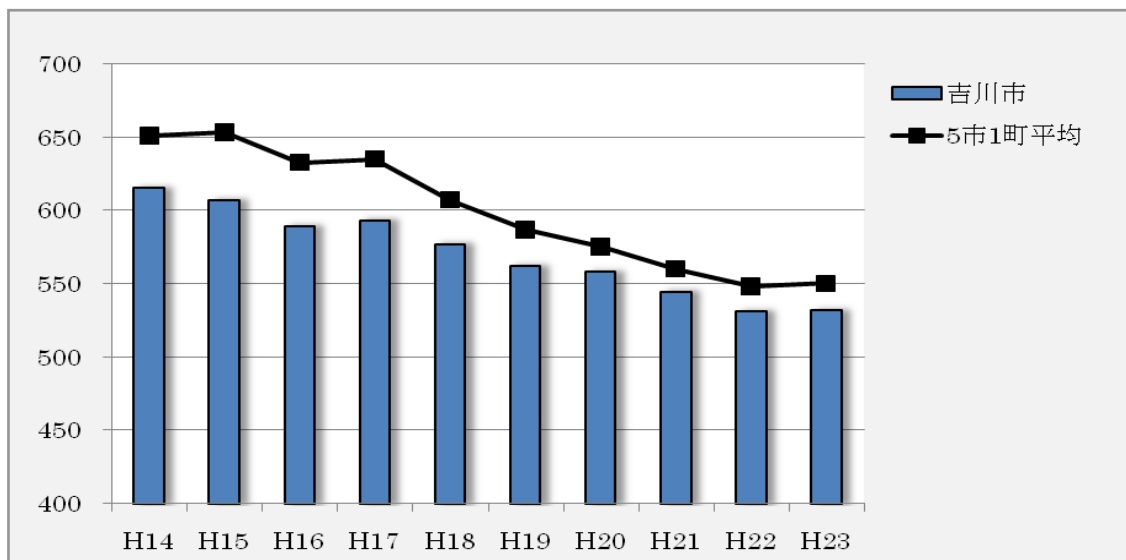
○家庭系燃やすごみ量の推移



単位：t

H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
13,273	13,308	13,076	13,409	13,293	13,257	13,306	13,147	12,939	13,148

○1人1日あたりの家庭系燃やすごみ量の推移

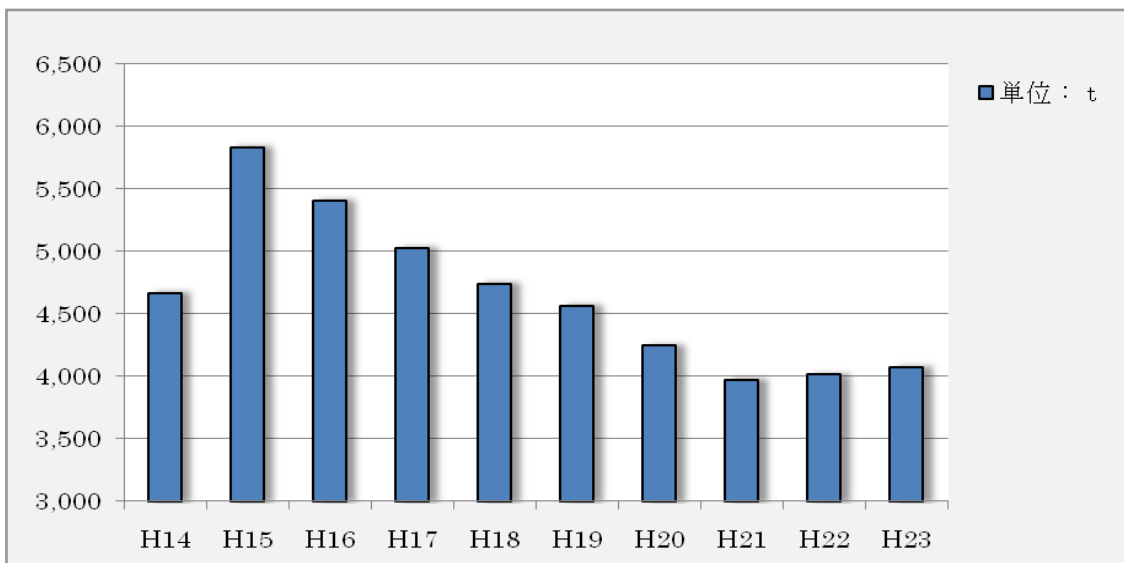


単位：g

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
吉川市	615	607	590	594	577	562	558	545	531	532
5市1町平均	651	653	633	635	607	587	575	560	548	550



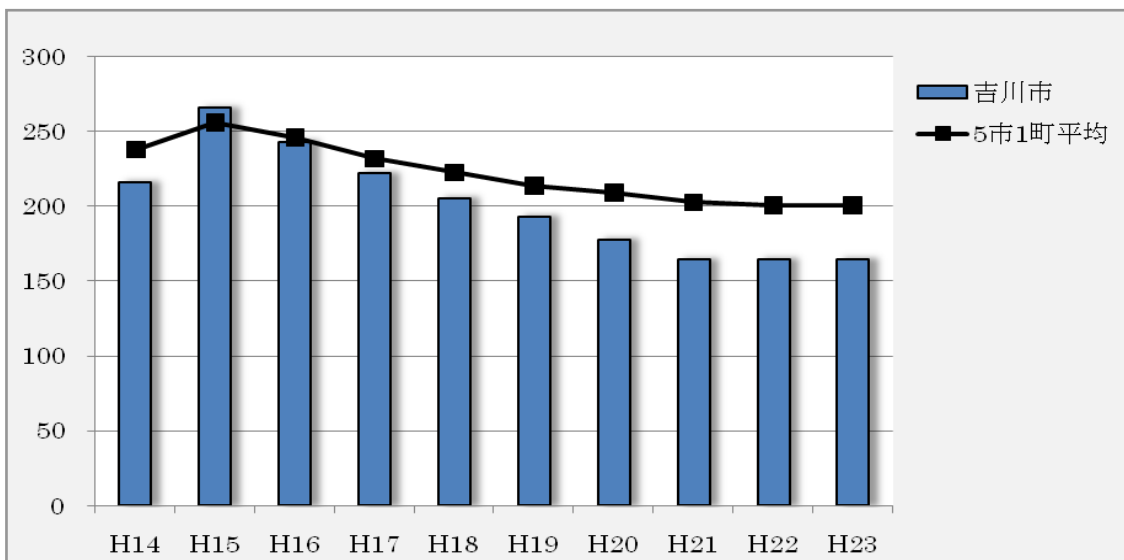
○事業系燃やすごみ量の推移



単位：t

H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
4,662	5,826	5,401	5,020	4,738	4,560	4,241	3,971	4,009	4,071

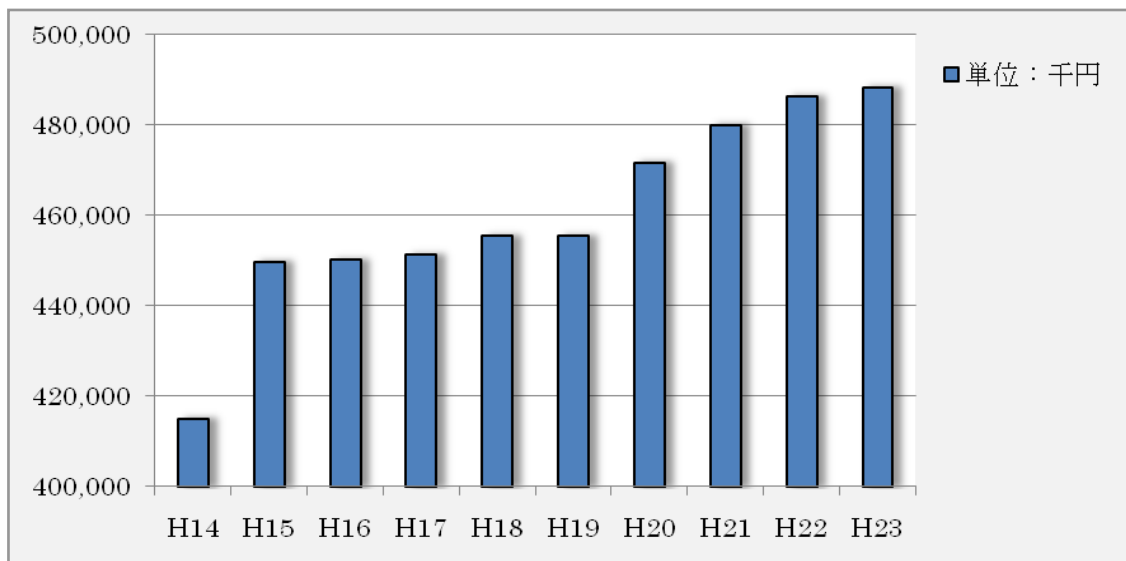
○1人1日あたりの事業系燃やすごみ量の推移



単位：g

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
吉川市	216	266	244	222	206	193	178	165	165	165
5市1町平均	238	256	246	232	223	214	209	203	201	201

○東埼玉資源環境組合分担金の推移



単位：千円

H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
415,009	449,766	450,201	451,312	455,471	455,471	471,690	480,037	486,381	488,376

## 2. 審議会関係

吉川市廃棄物減量等推進審議会は、吉川市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第19条に基づき設置されています。

## 【過去の審議会開催経過】

委嘱期間	開催年月	内容
平成9年8月から 平成11年7月まで	平成9年9月	環境整備センター視察（処分場）
	平成10年	松伏町給食センター視察（堆肥化）
	平成11年3月	ごみ処理状況について
平成12年8月から 平成14年7月まで	平成13年2月	野田市視察（ごみ処理有料化）
	平成13年3月	ごみ処理の状況について
	平成14年2月	ごみ分別の見直しについて（諮問）
	平成14年3月	ごみの分別の見直しについて
	平成14年7月	ごみの分別の見直しについて（答申）
平成14年8月から 平成16年7月まで	平成14年10月	ごみ処理基本計画について（諮問・答申）
	平成15年8月	ごみ処理基本計画の策定に向けて
	平成15年11月	ごみ処理基本計画について
	平成16年1月	吉川市一般廃棄物処理基本計画について（答申）
平成16年11月から 平成18年11月まで	平成16年11月	ごみ減量化方策について（諮問）
	平成17年2月	ごみ減量化の推進について
	平成17年5月	ごみ減量化の推進について
	平成17年10月	ごみ減量化方策について
	平成17年11月	吉川市におけるごみ減量化方策について（答申）
平成19年9月から 平成20年11月まで	平成19年9月	家庭ごみ有料化の具体的方策について（諮問）
	平成19年12月	家庭ごみ有料化の具体的方策について
	平成20年2月	家庭ごみ有料化の具体的方策について
	平成20年5月	家庭ごみ有料化の具体的方策について
	平成20年8月	家庭ごみ有料化の具体的方策について
	平成20年11月	家庭ごみ有料化の具体的方策について（答申）

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抜粋)】

第一章 総則

(廃棄物減量等推進審議会)

第五条の七 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

【吉川市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例(抜粋)】

(廃棄物減量等推進審議会)

第19条 地域に即した総合的な廃棄物の減量化、再資源化等の推進を図るため、法第5条の7第1項の規定により、吉川市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 消費者関係団体の代表者
- (2) 知識経験のある者
- (3) 物の製造、販売等を行う事業者
- (4) 廃棄物再生業者
- (5) 市議会議員
- (6) 市長が認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、規則で定める。

## 【吉川市廃棄物減量等推進審議会運営規則】

(趣旨)

第1条 この規則は、吉川市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例(平成5年吉川町条例第1号)第19条第4項の規定に基づき、吉川市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) ごみ減量化対策に関すること。
- (2) ごみの資源化対策に関すること。
- (3) ごみの不法投棄対策に関すること。
- (4) その他目的達成に必要な事項に関すること。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

第4条 会長は、市長から諮問があったときは、速やかに審議会を招集しなければならない。

(会議)

第5条 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(答申)

第6条 審議会は、諮問された案件の調査審議が終わったときは、速やかに答申しなければならない。

(書記)

第7条 審議会に書記を置く。

2 書記は、会長の命を受けて、庶務に従事する。

(会議録)

第8条 会長は、会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成し、保管しなければならない。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成8年規則第37号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

## 3. 策定経過

## (1) 審議

平成23、24年度吉川市廃棄物減量等推進審議会により「第3次吉川市一般廃棄物処理基本計画策定に係る基本事項について」の審議が行われました。

開催日	内 容
平成23年12月19日	第1回吉川市廃棄物減量等推進審議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会長等の選出</li> <li>・ 諮問について</li> <li>・ 吉川市におけるごみ処理の状況について</li> </ul>
平成24年8月8日	第2回吉川市廃棄物減量等推進審議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成23年度清掃事業概要について</li> <li>・ 第3次計画の基本目標について</li> <li>・ 施策内容（計画骨子）について</li> <li>・ 今後のスケジュールについて</li> </ul>
平成24年10月5日	第3回吉川市廃棄物減量等推進審議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみ量等の推計について</li> <li>・ 課題の整理について</li> <li>・ 目標値の設定について</li> </ul>
平成24年12月17日	第4回吉川市廃棄物減量等推進審議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標値の設定について</li> <li>・ 第3次吉川市一般廃棄物処理基本計画素案について</li> </ul>
平成25年1月7日 平成25年2月7日	パブリック・コメントの実施
平成25年3月22日	第5回吉川市廃棄物減量等推進審議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パブリック・コメントの実施結果について</li> <li>・ 第3次吉川市一般廃棄物処理基本計画（案）について</li> <li>・ 答申（案）について</li> <li>・ 答申</li> </ul>

## (2) 諮問書

環 第 345 号

平成 23 年 12 月 19 日

吉川市廃棄物減量等推進審議会会長 殿

吉川市長 戸 張 胤 茂

吉川市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第 19 条第 4 項及び吉川市廃棄物減量等推進審議会運営規則第 2 条の規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。

## 記

## 1. 諮問事項

第 3 次吉川市一般廃棄物処理基本計画策定に係る基本事項について

## 2. 諮問の趣旨

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」第 6 条の規定により、市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないこととされています。

吉川市一般廃棄物処理基本計画は、本市が一般廃棄物を適正に処理するための施策、事業の基本方針を示したもので、現在の計画（第 2 次）は、平成 16 年度を初年度とし、平成 24 年度を目標年次とする 9 ヶ年計画となっております。

本市ではここ数年、市民や事業者による減量化の取り組みの成果として、ごみの総排出量は減少傾向にありますが、現行の処理基本計画では、総合的なごみの減量と適正処理に関し、今日の社会経済環境の変化に対応するには、十分とは言えないことや現処理基本計画がまもなく目標年次を迎えようとしていることから次期処理基本計画の策定が必要になってまいりました。

つきましては、市民、事業者、行政との協働の下、循環型社会の形成に向けて、一般廃棄物の処理に関する施策を総合的・計画的に推進するため、新たに第 3 次吉川市一般廃棄物処理基本計画を策定するにあたっての基本方針の考え方、数値目標、施策展開の方向性等の基本事項に関するご意見をいただきたく諮問するものです。

(3) 答申書

平成 25 年 3 月 22 日

吉川市長 戸 張 胤 茂 殿

吉川市廃棄物減量等推進審議会  
会 長 吉 岡 茂

第3次吉川市一般廃棄物処理基本計画策定に係る  
基本事項について（答申）

平成 23 年 12 月 19 日付け環第 345 号で諮問のありました第 3 次吉川市一般廃棄物処理基本計画策定に係る基本事項について、内容は概ね妥当であると思われませんが、ここに、実効性のある実り多き第 3 次吉川市一般廃棄物処理基本計画が策定されることを期待し、これまでの経過を踏まえ、審議会として下記の意見を付して答申いたします。

記

1. 循環型社会形成推進基本法の基本方針に則り、ごみの発生抑制・排出抑制を第一として、持続可能な循環型社会の構築に繋がる施策の推進をされたい。
2. 容器包装リサイクル法等の各種リサイクル法への対応については、早期に検討を進め、速やかに分別収集を実施されたい。
3. 基本計画の推進にあたっては、市民・事業者・行政の役割分担を明確にし、より積極的な事業展開されたい。
4. 基本計画の進捗状況や目標数値の達成状況に関しては、市民への理解を深めることが重要であり、今後の事業展開においても効果的であると考えられることから、計画全体の進行管理を適切に行うとともに、その取り組みの結果を市民にわかりやすい形で公表されたい。



## (4) 吉川市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

(敬称略)

役職	氏名	選出区分	
副会長	岩田 京子	1号委員 消費者関係団体の代表者	吉川市くらしの会
委員	吉岡 弘美		生活クラブ生活協同組合
委員	赤池 暁子		さいたまコープ
会長	吉岡 茂	2号委員 知識経験のある者	立正大学副学長
委員	竹内 武	3号委員 物の製造、販売等を行う事業者	吉川市商工会
委員	古市 民雄		吉川工専工業会
委員	中村 博明	4号委員 廃棄物再生事業者	株式会社八千代環境
委員	佐藤 清治 (H24. 8. 7 まで)	5号委員 市議会議員	市議会議員
委員	稲垣 茂行 (H24. 8. 8 から)		市議会議員
委員	酒井 勇	6号委員 市長が認める者	吉川市自治連合会
委員	池上 雅子		環境ネットワークよしかわ
委員	井上 博		市民公募
委員	八木 良明		市民公募

第3次吉川市一般廃棄物処理基本計画  
平成25年3月

発行 吉川市市民生活部環境課  
〒342-8501  
埼玉県吉川市吉川二丁目1番地1  
TEL 048-982-5111（代表）  
TEL 048-982-9696（直通）  
FAX 048-981-5682  
<http://www.city.yoshikawa.saitama.jp>